

静岡労働局発表

平成19年11月20日(火)

静岡労働局職業対策課

担 当	課長	清水 義信
	課長補佐	朝倉 啓二
	障害者雇用担当官	田澤 優
		054-271-9973

身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について

(平成19年6月1日現在の障害者雇用状況報告の集計結果について)

～民間企業における実雇用率は1.60%と、前年より0.03ポイント上昇!～
～ ” 法定雇用率達成割合は49.2%と、前年より0.4ポイント上昇!～

I 障害者雇用状況報告の概要

- 1 「障害者の雇用の促進等に関する法律」は、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけている事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注1)の雇用状況について報告を求めている。
- 2 雇用状況報告を求める対象は、静岡県内に本社機能を有する民間の企業(算定基礎労働者数56人以上規模)、公的機関(県の機関、市町等機関)の地方公共団体、特殊法人の機関である。
- 3 今回の障害者の雇用状況は、平成19年6月1日現在における同報告を集計し、その結果をとりまとめたものである。

(注1) 雇用されている障害者の数については、重度身体障害者及び重度知的障害者(短時間労働者以外)については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行う。

(注2) 精神障害者である短時間労働者(一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満)については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

II 雇用状況報告の集計結果の概要

1 静岡県内の民間企業における雇用状況

一般の民間企業の実雇用率は1.60% (第1表)

- ① 民間企業(56人以上規模の企業;法定雇用率1.8%)における実雇用率は、1.60%と前年(1.57%)に比べて0.03ポイント上昇した(第1表の④欄)。
- ② 法定雇用率達成企業の割合は、49.2%と前年(48.8%)に比べて0.4ポイント上昇した(第1表の⑥欄)。
- ③ 対象企業数は、2,185社と前年(2,134社)に比べて51社増加した(第1表の①欄)。
- ④ 平成18年4月1日から精神障害者が実雇用率の算定対象とされたが、雇用されている

精神障害者の数（注2）は 90.5人と前年（45.5人）に比べて50人増加したが、雇用率全体（1.60%）に占める割合では0.02%に止まっている（第1表の④欄、第3表の④C）。

算定の基礎となる労働者数及び障害者の数はともに増加（第1表、第3表）

① 算定基礎労働者数は、471,628人と前年（446,171人）より25,457人（5.7%）増加した（第1表の②欄）。

② 雇用されている障害者数は、7,527.5人と前年（7003.5人）より524人（7.5%）増加した（第1表の③欄）。

このうち身体障害者は、5,919人と前年より392人（7.1%）、知的障害者は、1,518人と前年より87人（6.1%）、精神障害者は90.5人と前年より45人（98.9%）それぞれ増加した（第3表の②と③のD欄及び④のC欄）。

※第1表の③のE欄。重度障害者は、1人を2人、精神障害者である短時間労働者は1人を0.5人として計算しているため、雇用障害者の実数では381人の増加（第3表の①のA欄）。

産業別の状況（第2表、第4表）

① 産業別の雇用されている障害者の数は、農・林・漁・鉱業、建設業以外の業種で増加し、雇用率は農・林・漁・鉱業、運輸業以外の業種で上昇した（第2表の③のE、④欄）。

③ 実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.60%）と比較すると、

* 製造業（1.74%）、電気・ガス・水道業（1.92%）、医療、福祉（2.09%）では、それぞれ上回ったが、それ以外の業種では下回った（第2表の④欄）。

企業規模別の状況（第5表、第6表、第7表）

企業規模別の雇用されている障害者の数は、農・林・漁・鉱業、建設業以外のすべての企業規模で増加し、実雇用率は、1000人以上企業規模以外のすべての企業規模で前年より上昇した。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.60%）と比較すると、

* 1000人以上企業規模（1.77%）、300～499人企業規模（1.70%）、56～99人企業規模（1.63%）については上回り、500～999人企業規模（1.60%）については同率、100～299人企業規模（1.36%）については下回った（第5表、第6表、第7表）。

① 56人～99人企業規模

- ・実雇用率は、1.63%と前年より0.03ポイント上昇した（第5表の④欄）。
- ・雇用障害者数は1,126.0人と前年より33.5人増加した（第5表のE）。
- ・算定基礎労働者数は69,200人と前年より企業数が14社増加したことから、999人増加した（第5表の①②欄）。

② 100人～299人企業規模

- ・実雇用率は1.36%と前年より0.05ポイント上昇した(第5表の④欄)。
- ・雇用障害者数は1,924.0人と前年より132人増加した(第5表のE)。
- ・算定基礎労働者数は141,420人と前年より企業数が32社増加したことから4,722人(3.5%)増加した。(第5表の①②欄)。

③ 300人～499人企業規模

- ・実雇用率は1.70%と前年より0.07ポイント上昇した。(第5表の④欄)。
- ・雇用障害者数は841.0人と前年より9人増加した。(第5表のE)。
- ・算定基礎労働者数は49,400人と前年より1,545人減少した(第5表の②欄)。

④ 500人～999人企業規模

- ・雇用率は1.60%と前年より0.06ポイント上昇した(第5表の④欄)。
- ・雇用障害者数は1,094.0人と前年より61人増加した(第5表のE)。
- ・算定基礎労働者数は68,327人と前年より1,258人増加した。(第5表の②欄)。

⑤ 1,000人以上企業規模

- ・雇用率は1.77%と前年より0.06ポイント低下した。(第5表の④欄)。
- ・雇用障害者数は2,542.5人と前年より288.5人増加した(第5表のE)。
- ・算定基礎労働者数は143,281人と前年より企業数が5社増加したことから20,023人増加した(第5表の①②欄)。

民間企業における実雇用率、法定雇用率達成企業割合ともに前年に引き続き改善した。

(第8表、グラフ1)

静岡県内の民間企業における実雇用率は1.60%と前年(1.57%)より0.03ポイント、法定雇用率達成企業割合も49.2%と前年(48.8%)より0.4ポイントそれぞれ上昇し、前年に引き続き改善した。

民間企業における実雇用率の全国順位は24位から27位となり、達成企業割合は26位から27位となった。(第9表)

静岡県内の民間企業における実雇用率及び法定雇用率達成企業割合ともに全国平均は上回ったものの、全国順位ではそれぞれ低下した。

2 地方公共団体における雇用状況

都道府県の機関の実雇用率は2.15% (第10表)

- ・県の機関(法定雇用率2.1%)に在職している障害者の数は166.0人と前年(174人)に比べて8人減少し、実雇用率は2.15%と前年(2.14%)に比べて0.01ポイント上昇している(第10表の③欄のE、④欄)。
- ・実障害者数(注)は132人と前年(139人)に比べて7人減少した(第11表①欄のA+C)。
- ・法定雇用率達成機関割合は前年(100%)と同数であった。

市町の機関の実雇用率は2.08% (第12表、第13表)

- ・市町の機関(法定雇用率2.1%)に在職している障害者の数は545.0人と前年(517.0人)に比べて28人増加し、実雇用率は2.08%と前年(1.98%)に比べて0.1ポイント上昇している(第12表の③欄のE、④欄)。
- ・実障害者数(注)は416人と前年(397人)に比べて19人増加した(第12表③欄のA+B+C)。
- ・法定雇用率達成機関割合は82.8%と前年(73.8%)に比べて9.0ポイント上昇している(第12表の⑥欄)。

教育委員会の実雇用率は1.66% (第14表、第15表)

- ・県教育委員会及び厚生労働大臣が指定する教育委員会(法定雇用率2.0%)に在職している障害者の数は299.0人と前年(305.0人)に比べて6人減少し、実雇用率は1.66%と前年(1.60%)に比べて0.06ポイント上昇している(第14表の③のE、④欄)。
- ・実雇用障害者(注)は224人と前年(228人)に比べて4人減少している(第14表③欄のA+B+C)。
- ・法定雇用率達成機関割合は25.0%と前年(50.0%)に比べて25.0ポイント低下している(第14表の⑥欄)。

特殊法人の実雇用率は2.67% (第16表、第17表)

- ・特殊法人(法定雇用率2.1%)に雇用されている障害者の数は50.0人と前年(52.0人)に比べて2人減少し、実雇用率は2.67%と前年(2.75%)に比べて0.08ポイント低下している(第16表の③欄のE、④欄)。
- ・実雇用障害者(注)は32人と前年(33人)と比べて1人減少している(第16表①欄のA+C)。
- ・法定雇用率達成機関割合は75.0%と前年(100%)に比べて25.0ポイント低下している(第16表の⑥欄)。

(注)実雇用障害者とは、重度障害の常用雇用者を1名とし(ダブルカウントしない数)、

短時間精神障害者を1名(0.5人カウントしない数)として算出したもの。

Ⅲ 静岡労働局及びハローワークにおける障害者雇用対策に係る目標に対する取組み結果について

障害者雇用対策の推進に係る平成18年度の業務運営方針における平成19年6月1日現在の行政目標数として、「障害者雇用率は1.70%程度まで」、「達成企業割合は55%程度までに」改善することを目指すといった数値目標を設定して、「法定雇用率達成指導の徹底」と「障害者の雇用機会の拡大」を最重点施策に掲げ、静岡県及び静岡県障害者雇用促進協会並びに静岡障害者職業センター等の関係機関との連携を図り、積極的に取組んできた結果、雇用率は1.60%、達成企業割合は49.2%となり、目標数値には及ばなかったものの、障害者雇用率は0.03ポイント、達成企業割合は0.4ポイントに改善することができた(第8表、グラフ1)。

今後、更に平成20年6月1日現在において「障害者雇用率は1.7%台」まで、「達成企業割合は55%台」まで改善することを目指すこととしているので、法定雇用率達成に向けた指導を一層強化するとともに、新たな特例子会社の設置を推進するなど障害者の雇用機会の拡大を図ることとする。

また、障害者雇用対策の推進に係る3本目の行政目標である「障害者就職件数」についても、平成18年度実績の4%アップを目指し、ハローワークと連携施設(静岡障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、障害者雇用支援センター等)が一体となり、この目標達成に向けて取組んでいるところである。

なお、公的機関は、民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、4本目の行政目標として「達成市町機関の割合」を平成20年6月1日現在において85%以上まで改善することを目標として、全ての未達成機関に対して指導を強化していく。

障害者の雇用状況

静岡労働局職業安定部職業対策課
(平成19年6月1日現在)

I 民間企業における障害者雇用状況

第1表 障害者雇用の概況

区分	① 企業数 (社)	③ 障害者の数(人)							④ 実雇用率 (E÷②×100) (%)	⑤ 法定雇用率 達成企業数 (社)	⑥ 法定雇用率 達成企業割合 (%)	
		② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数 (人)	A. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D. 精神障害 者である短 時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇 用分				
静岡県	平成19年	2,185	471,628	2,021	115	3,352	37	7,527.5	662.0	1.60	1,076	49.2
	対前年増減数	51	25,457	149	9	211	12	524.0	65.0	0.03	34	0.4
	平成18年	2,134	446,171	1,872	106	3,141	25	7,003.5	417.0	1.57	1,042	48.8
全国	平成19年	71,224	19,504,649	79,469	4,637	138,651	980	302,716.0	29,755.0	1.55	31,230	43.8
	平成18年	67,168	18,652,344	74,993	4,047	129,446	543	283,750.5	26,113.0	1.52	29,120	43.4

()内は精神障害者を除いた場合の数値

第2表 障害者雇用の概況(産業別)

区分	① 企業数 (社)	③ 障害者の数(人)							④ 実雇用率 (E÷②×100) (%)	⑤ 法定雇用率 達成企業数 (社)	⑥ 法定雇用率 達成企業割合 (%)
		② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数 (人)	A. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D. 精神障害 者である短 時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇 用分			
A・B・C・D 農・林・漁・鉱業	3 (3)	516 (523)	3 (3)	0 (0)	2 (3)	0 (0)	8.0 (9.0)	0.0 (0.0)	1.55 (1.72)	1 (2)	33.3 (66.7)
E 建設業	48 (47)	7,519 (8,249)	36 (34)	2 (3)	25 (32)	0 (0)	99.0 (103.0)	7.0 (14.0)	1.32 (1.25)	23 (23)	47.9 (48.9)
F 製造業	935 (925)	235,704 (223,559)	1,129 (1,054)	21 (19)	1,813 (1,749)	7 (3)	4,095.5 (3,877.5)	281.0 (267.5)	1.74 (1.73)	536 (533)	57.3 (57.6)
9.10 食料品・タバコ	101 (101)	15,336 (15,563)	71 (64)	4 (2)	131 (127)	0 (1)	277.0 (257.5)	17.0 (16.0)	1.81 (1.65)	57 (54)	56.4 (53.5)
11.12 繊維・衣服	15 (16)	2,058 (2,290)	11 (13)	0 (0)	18 (19)	0 (0)	40.0 (45.0)	1.0 (4.0)	1.94 (1.97)	10 (11)	66.7 (68.8)
13.14 木材・家具	27 (24)	2,504 (2,780)	10 (13)	0 (0)	32 (35)	0 (0)	52.0 (61.0)	3.0 (2.0)	2.08 (2.19)	17 (20)	70.1 (74.1)
15.16 パルプ・紙・印刷	104 (104)	15,620 (16,429)	43 (45)	1 (1)	128 (129)	1 (0)	215.5 (220.0)	7.0 (15.0)	1.38 (1.34)	56 (56)	53.8 (53.8)
17~19 化学工業	78 (71)	13,904 (12,891)	50 (46)	1 (1)	112 (99)	0 (0)	213.0 (192.0)	19.0 (10.0)	1.53 (1.49)	44 (37)	56.4 (52.1)
22 窯業・土石	8 (9)	1,781 (1,763)	5 (5)	1 (1)	13 (13)	0 (0)	24.0 (24.0)	3.0 (3.0)	1.36 (1.36)	3 (3)	33.3 (33.3)
23 鉄鋼	7 (6)	1,641 (1,535)	2 (2)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	20.0 (20.0)	2.0 (0.0)	1.22 (1.30)	4 (4)	57.1 (66.7)
24 非鉄金属	15 (15)	3,113 (3,064)	8 (7)	0 (0)	38 (41)	0 (0)	54.0 (55.0)	4.0 (0.0)	1.73 (1.80)	11 (11)	73.3 (73.3)
25 金属製品	65 (63)	7,107 (6,588)	67 (66)	3 (0)	95 (93)	0 (0)	232.0 (225.0)	10.0 (12.0)	3.26 (3.42)	42 (43)	64.6 (68.3)
27 電気機械器具	100 (91)	33,139 (31,793)	175 (160)	1 (4)	223 (224)	3 (1)	575.5 (548.5)	58.0 (45.0)	1.74 (1.73)	55 (54)	55.0 (59.3)
26.28.30.31 その他機械	345 (345)	117,779 (107,586)	584 (535)	9 (10)	869 (802)	1 (1)	2,047.5 (1882.5)	149.0 (142.5)	1.74 (1.75)	204 (200)	59.1 (58.0)
20.29.32 その他製造業	73 (77)	21,722 (21,277)	103 (98)	1 (0)	138 (151)	0 (0)	345.0 (347.0)	6.0 (18.0)	1.59 (1.63)	34 (40)	46.6 (51.9)
G 電気・ガス・水道業	5 (6)	3,234 (3,244)	19 (16)	1 (1)	23 (20)	0 (0)	62.0 (53.0)	8.0 (11.0)	1.92 (1.63)	3 (3)	60.0 (50.0)
H 情報通信業	47 (48)	9,886 (9,485)	31 (26)	2 (2)	36 (36)	0 (0)	100.0 (90.0)	5.0 (6.0)	1.01 (0.95)	9 (9)	19.1 (18.8)
I 運輸業	138 (128)	20,678 (19,361)	65 (68)	1 (1)	178 (165)	0 (1)	309.0 (302.5)	24.0 (20.5)	1.49 (1.56)	65 (68)	47.1 (53.1)
J 卸・小売業	348 (350)	68,136 (65,707)	199 (186)	26 (22)	341 (317)	7 (3)	768.5 (712.5)	82.5 (95.5)	1.13 (1.08)	113 (113)	32.5 (32.3)
K・L 金融・保険・不動産	37 (38)	17,851 (17,970)	80 (78)	3 (4)	118 (116)	0 (0)	281.0 (276.0)	27.0 (27.0)	1.57 (1.54)	11 (13)	29.7 (34.2)
M 飲食店・宿泊業	64 (61)	8,330 (8,600)	30 (27)	7 (2)	49 (45)	1 (1)	116.5 (101.5)	11.0 (12.5)	1.40 (1.18)	34 (30)	53.1 (49.2)
N 医療・福祉	242 (228)	36,575 (33,072)	199 (183)	39 (38)	318 (271)	18 (15)	764.0 (682.5)	80.0 (77.0)	2.09 (2.06)	149 (135)	61.2 (59.2)
O 教育・学習支援業	30 (31)	5,285 (5,194)	12 (6)	1 (0)	23 (23)	1 (1)	48.5 (35.5)	9.0 (3.5)	0.92 (0.68)	10 (8)	33.3 (25.8)
P 複合サービス事業	26 (27)	10,401 (10,454)	43 (40)	1 (1)	55 (58)	0 (0)	142.0 (139.0)	13.0 (8.0)	1.37 (1.33)	11 (10)	42.3 (37.0)
Q サービス業	262 (242)	47,513 (40,753)	175 (151)	11 (13)	371 (306)	3 (1)	733.5 (621.5)	114.5 (74.5)	1.54 (1.53)	111 (95)	42.4 (39.3)
合計	2,185 (2,134)	471,628 (446,171)	2,021 (1,872)	115 (106)	3,352 (3,141)	37 (25)	7,527.5 (7,003.5)	662.0 (617.0)	1.60 (1.57)	1,076 (1,042)	49.2 (48.8)

* ()内は、平成18年6月1日現在。

第3表 障害種別雇用の状況

区 分		① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)					③ 知的障害者の数(人)					④ 精神障害者の数(人)			
		A.実障害者数 ②(A+B+C)+③(A+B+C)+④(A+B)	B.算出障害者数 ②D+③D+④C	A.重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C.重度以外の身体障害者	D. 計 A×2+B+C	E.うち新規雇用分	A.重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C.重度以外の知的障害者	D. 計 A×2+B+C	E.うち新規雇用分	A.精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A+B×0.5	D. うち新規雇用分
静岡県	平成19年	5,525	7,527.5	1,671	60	2,517	5,919	451	350	55	763	1,518	174	72.0	37.0	90.5	37.0
	対前年増減数	381	524.0	144	4	100	392	27	5	5	72	87	-2	39.0	12.0	45.0	20.0
	平成18年	5,144	7,003.5	1,527	56	2,417	5,527	424	345	50	691	1,431	176	33.0	25.0	45.5	17.0
全国	平成19年	223,737	302,716.0	70,180	3,339	107,466	251,165	22,212	9,289	1,298	27,942	47,818	6,218	3,243.0	980.0	3,733.0	1,325.0
	平成18年	209,029	283,750.5	66,546	2,814	102,361	238,267	20,172	8,447	1,233	25,439	43,566	5,374	1,646.0	543.0	1,917.5	567.0

第4表 障害種別雇用の状況(産業別)

区 分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)					③ 知的障害者の数(人)					④ 精神障害者の数(人)			
	A. 実障害者数 ②(A+B+C)+③(A+B+C)+④(A+B)	B. 算出障害者数 ②D+③D+④C	A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 計 A×2+B+C	E. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 計 A×2+B+C	E. うち新規雇用分	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A+B×0.5	D. うち新規雇用分
A・B・C・D 農・林・漁・鉱業	5 (6)	8.0 (9.0)	3 (3)	0 (0)	0 (1)	6 (7)	()	0 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	()	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	()
E 建設業	63 (69)	99.0 (103.0)	36 (34)	2 (3)	22 (30)	96 (101)	()	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	()	2 (1)	0 (0)	2.0 (1.0)	()
F 製造業	2,970 (2,825)	4,095.5 (3,877.5)	942 (860)	12 (13)	1,361 (1,329)	3,257 (3,062)	()	187 (194)	9 (6)	417 (407)	800 (801)	()	35 (13)	7 (3)	38.5 (14.5)	()
9.10 食料品・タバコ	206 (194)	277.0 (257.5)	51 (43)	2 (0)	82 (83)	186 (169)	()	20 (21)	2 (2)	41 (41)	83 (85)	()	8 (3)	0 (1)	8.0 (3.5)	()
11.12 繊維・衣服	29 (32)	40.0 (45.0)	5 (7)	0 (0)	12 (14)	22 (28)	()	6 (6)	0 (0)	6 (5)	18 (17)	()	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	()
13.14 木材・家具	42 (48)	52.0 (61.0)	7 (13)	0 (0)	23 (25)	43 (51)	()	0 (0)	0 (0)	9 (10)	9 (10)	()	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	()
15.16 パルプ・紙・印刷	173 (175)	215.5 (220.0)	37 (40)	0 (0)	106 (110)	180 (190)	()	6 (5)	1 (1)	22 (18)	35 (29)	()	0 (1)	1 (0)	0.5 (1.0)	()
17~19 化学工業	163 (146)	213.0 (192.0)	42 (39)	1 (1)	90 (84)	175 (163)	()	8 (7)	0 (0)	18 (15)	34 (29)	()	4 (0)	0 (0)	4.0 (0.0)	()
22 窯業・土石	19 (19)	24.0 (24.0)	4 (4)	0 (0)	12 (13)	20 (21)	()	1 (1)	1 (1)	0 (0)	3 (3)	()	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	()
23 鉄鋼	18 (18)	20.0 (20.0)	2 (2)	0 (0)	13 (15)	17 (19)	()	0 (0)	0 (0)	3 (1)	3 (1)	()	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	()
24 非鉄金属	46 (48)	54.0 (55.0)	7 (6)	0 (0)	32 (34)	46 (46)	()	1 (1)	0 (0)	6 (7)	8 (9)	()	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	()
25 金属製品	165 (159)	232.0 (225.0)	26 (23)	0 (0)	50 (51)	102 (97)	()	41 (43)	3 (0)	44 (41)	129 (127)	()	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	()
27 電気機械器具	402 (389)	575.5 (548.5)	155 (135)	1 (4)	157 (160)	468 (434)	()	20 (25)	0 (0)	62 (62)	102 (112)	()	4 (2)	3 (1)	5.5 (2.5)	()
26.28.30.31 その他機械	1,465 (1,348)	2,047.5 (1,882.5)	508 (460)	8 (8)	666 (614)	1,690 (1,542)	()	76 (75)	1 (2)	187 (183)	340 (335)	()	16 (5)	3 (1)	17.5 (5.5)	()
20.29.32 その他製造業	242 (249)	345.0 (347.0)	95 (88)	0 (0)	118 (126)	308 (302)	()	8 (10)	1 (0)	19 (24)	36 (44)	()	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	()
G 電気・ガス・水道業	43 (37)	62.0 (53.0)	19 (16)	1 (1)	22 (20)	61 (53)	()	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	()	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	()
H 情報通信業	69 (64)	100.0 (90.0)	31 (26)	2 (2)	36 (36)	100 (90)	()	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	()	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	()
I 運輸業	244 (235)	309.0 (302.5)	55 (60)	1 (1)	168 (156)	279 (277)	()	10 (8)	0 (0)	8 (8)	28 (24)	()	2 (1)	0 (1)	2.0 (1.5)	()
J 卸・小売業	573 (528)	768.5 (712.5)	161 (150)	15 (13)	240 (238)	577 (551)	()	38 (36)	11 (9)	88 (73)	175 (154)	()	13 (6)	7 (3)	16.5 (7.5)	()
K・L 金融・保険・不動産	201 (198)	281.0 (276.0)	78 (76)	3 (4)	112 (115)	271 (271)	()	2 (2)	0 (0)	5 (1)	9 (5)	()	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	()
M 飲食店・宿泊業	87 (75)	116.5 (101.5)	26 (22)	3 (1)	35 (33)	90 (78)	()	4 (5)	4 (1)	14 (11)	26 (22)	()	0 (1)	1 (1)	0.5 (1.5)	()
N 医療・福祉	574 (507)	764.0 (682.5)	158 (153)	13 (9)	188 (169)	517 (484)	()	41 (30)	26 (29)	121 (96)	229 (185)	()	9 (6)	18 (15)	18.0 (13.5)	()
O 教育、学習支援業	37 (30)	48.5 (35.5)	11 (6)	1 (0)	18 (20)	41 (32)	()	1 (0)	0 (0)	5 (3)	7 (3)	()	0 (0)	1 (1)	0.5 (0.5)	()
P 複合サービス事業	99 (99)	142.0 (139.0)	37 (34)	1 (1)	47 (52)	122 (121)	()	6 (6)	0 (0)	7 (6)	19 (18)	()	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	()
Q サービス業	560 (471)	733.5 (621.5)	114 (87)	6 (8)	268 (218)	502 (400)	()	61 (64)	5 (5)	95 (83)	222 (216)	()	8 (5)	3 (1)	9.5 (5.5)	()
合 計	5,525 (5,144)	7,527.5 (7,003.5)	1,671 (1,527)	60 (56)	2,517 (2,417)	5,919 (5,527)	451 (424)	350 (345)	55 (50)	763 (691)	1,518 (1,431)	174 (176)	72 (33)	37 (25)	90.5 (45.5)	37.0 (17.0)

* ()内は、平成18年6月1日現在。

第5表 障害者雇用の概況(規模別)

規模		① 企業数 (社)	② 法定雇用障害者 の算定の基礎と なる労働者数 (人)	③ 障害者の数(人)						④ 実雇用率 (E+②)×100 (%)	⑤ 法定雇用率 達成企業数 (社)	⑥ 法定雇用 率達成 企業割合 (%)
				A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇用分			
56人～99人	平成19年	948	69,200	276	23	547	8	1,126.0	99.5	1.63	491	51.8
	平成18年	(934)	(68,201)	(267)	(20)	(536)	(5)	(1,092.5)	(81.0)	(1.60)	(484)	(51.8)
100人～299人	平成19年	928	141,420	464	35	951	20	1,924.0	198.0	1.36	443	47.7
	平成18年	(896)	(136,698)	(432)	(31)	(889)	(16)	(1,792.0)	(176.0)	(1.31)	(420)	(46.9)
300人～499人	平成19年	142	49,400	211	24	393	4	841.0	70.5	1.70	63	44.4
	平成18年	(144)	(50,945)	(210)	(17)	(394)	(2)	(832.0)	(94.5)	(1.63)	(66)	(45.8)
500人～999人	平成19年	108	68,327	315	15	448	2	1,094.0	110.5	1.60	48	44.4
	平成18年	(106)	(67,069)	(293)	(16)	(430)	(2)	(1,033.0)	(114.5)	(1.54)	(45)	(42.5)
1,000人以上	平成19年	59	143,281	755	18	1013	3	2,542.5	183.5	1.77	31	52.5
	平成18年	(54)	(123,258)	(670)	(22)	(892)	(0)	(2,254.0)	(151.0)	(1.83)	(27)	(50.0)
合計	平成19年	2,185	471,628	2,021	115	3,352	37	7,527.5	662.0	1.60	1,076	49.2
	平成18年	(2,134)	(446,171)	(1,872)	(106)	(3,141)	(25)	(7,003.5)	(617.0)	(1.57)	(1,042)	(48.8)

第6表 障害種別雇用の状況(規模別)

区分		① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)					③ 知的障害者の数(人)					④ 精神障害者の数(人)			
		A. 実障害者数 ②(A+B+C)+③(A+B+C)+④(A+B)	B. 算出障害者数 ②D+③D+④C	A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 計 A×2+B+C E. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 計 A×2+B+C E. うち新規雇用分	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A+B×0.5 D. うち新規雇用分			
56人～99人	平成19年	854	1,126.0	171	6	370	718	105	17	163	390	14	8	18.0			
	平成18年	(828)	(1,092.5)	(159)	(7)	(376)	(701)	()	(108)	(13)	(152)	(381)	()	(8)	(5)	(10.5)	()
100人～299人	平成19年	1,470	1,924.0	378	21	707	1,484	86	14	223	409	21	20	31.0			
	平成18年	(1,368)	(1,792.0)	(350)	(16)	(664)	(1,380)	()	(82)	(15)	(213)	(392)	()	(12)	(16)	(20.0)	()
300人～499人	平成19年	632	841.0	167	11	275	620	44	13	100	201	18	4	20.0			
	平成18年	(623)	(832.0)	(161)	(12)	(298)	(632)	()	(49)	(5)	(88)	(191)	()	(8)	(2)	(9.0)	()
500人～999人	平成19年	780	1,094.0	260	12	366	898	55	3	75	188	7	2	8.0			
	平成18年	(741)	(1,033.0)	(235)	(13)	(365)	(848)	()	(58)	(3)	(64)	(183)	()	(1)	(2)	(2.0)	()
1,000人以上	平成19年	1,789	2,542.5	695	10	799	2,199	60	8	202	330	12	3	13.5			
	平成18年	(1,584)	(2,254.0)	(622)	(8)	(714)	(1,966)	()	(48)	(14)	(174)	(284)	()	(4)	(0)	(4.0)	()
合計	平成19年	5,525	7,527.5	1,671	60	2,517	5,919	451	55	763	1,518	72	37	90.5			
	平成18年	(5,144)	(7,003.5)	(1,527)	(56)	(2,417)	(5,527)	(424)	(345)	(50)	(691)	(1,431)	(176)	(33)	(25)	(45.5)	(17)

第7表 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区 分	①法定雇用率 未達成企業の数	② 不 足 数								③障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
56人～99人	457 (100.0%)	457 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	456 (99.8%)
100人～299人	485 (100.0%)	240 (49.5%)	189 (39.0%)	42 (8.7%)	14 (2.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	266 (54.8%)
300人～499人	79 (100.0%)	26 (32.9%)	25 (31.6%)	16 (20.3%)	7 (8.9%)	5 (6.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (2.5%)
500人～999人	60 (100.0%)	14 (23.3%)	8 (13.3%)	15 (25.0%)	9 (15.0%)	13 (21.7%)	1 (1.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	28 (100.0%)	0 (0.0%)	3 (10.7%)	5 (17.9%)	5 (17.9%)	6 (21.4%)	6 (21.4%)	3 (10.7%)	0 (0.0%)	1 (3.6%)
合 計	1,109 (100.0%)	737 (66.5%)	225 (20.3%)	78 (7.0%)	35 (3.2%)	24 (2.2%)	7 (0.6%)	3 (0.3%)	0 (0.0%)	725 (65.4%)

(注)1 上段は企業数、下段の()内は当該企業規模階級内における構成比。

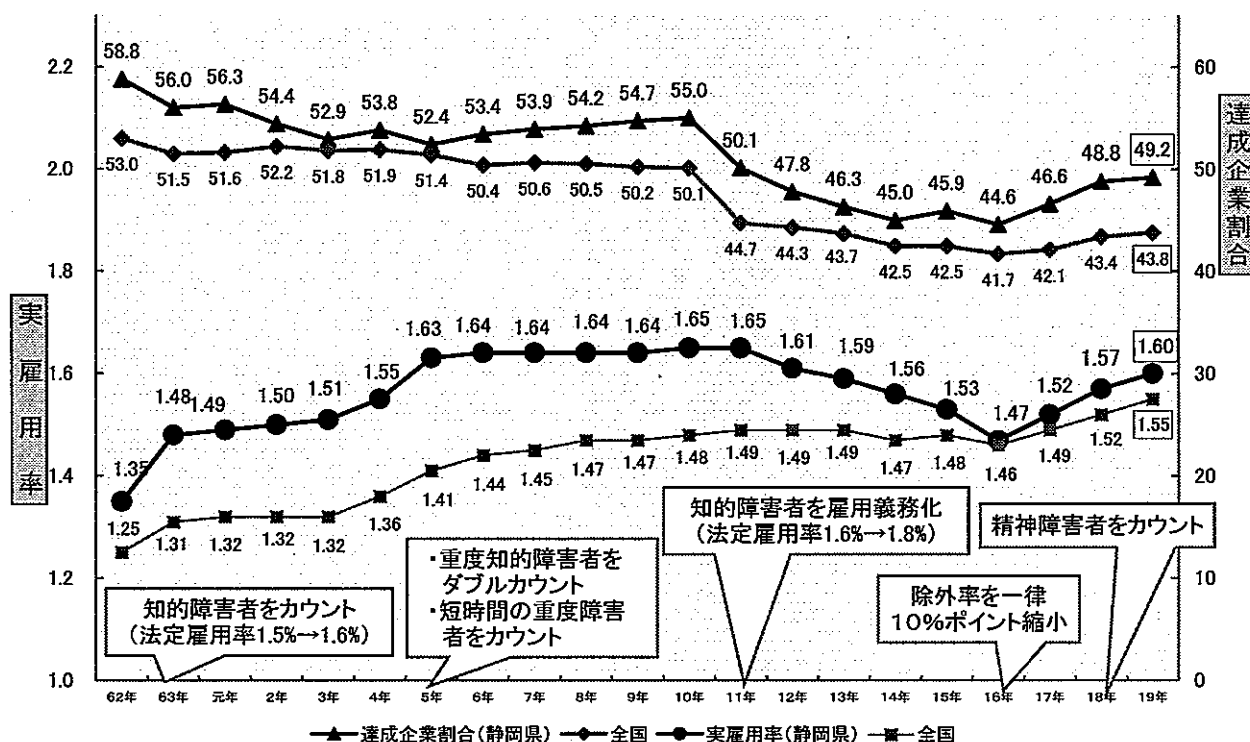
2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

第8表 民間企業における障害者雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

調査年	静岡県			全国			法定雇用率 (対象企業規模)
	障害者数(人)	実雇用率(%)	達成割合(%)	障害者数(人)	実雇用率(%)	達成割合(%)	
昭和 61年	4,430	1.36	57.8	170,247	1.26	53.8	1.5% (67人以上規模)
62年	4,354	1.35	58.8	171,880	1.25	53.0	
63年	5,048	1.48	56.0	187,115	1.31	51.5	
平成 元年	5,314	1.49	56.3	195,276	1.32	51.6	
2年	5,420	1.50	54.4	203,634	1.32	52.2	
3年	5,718	1.51	52.9	214,814	1.32	51.8	
4年	6,019	1.55	53.8	229,627	1.36	51.9	
5年	6,310	1.63	52.4	240,985	1.41	51.4	
6年	6,488	1.64	53.4	245,348	1.44	50.4	
7年	6,485	1.64	53.9	247,077	1.45	50.6	
8年	6,427	1.64	54.2	247,982	1.47	50.5	1.6% (63人以上規模)
9年	6,493	1.64	54.7	250,030	1.47	50.2	
10年	6,490	1.65	55.0	251,443	1.48	50.1	
11年	6,593	1.65	50.1	254,562	1.49	44.7	
12年	6,304	1.61	47.8	252,836	1.49	44.3	
13年	6,351	1.59	46.3	252,870	1.49	43.7	
14年	6,177	1.56	45.0	246,284	1.47	42.5	
15年	6,063	1.53	45.9	247,093	1.48	42.5	
16年	6,245	1.47	44.6	257,939	1.46	41.7	
17年	6,586	1.52	46.6	269,066	1.49	42.1	
18年	7,003.5	1.57	48.8	283,750.5	1.52	43.4	
19年	7,527.5	1.60	49.2	302,716.0	1.55	43.8	

グラフ1 民間企業における障害者雇用率及び達成企業割合の推移



第9表 都道府県別の実雇用率等の状況

都道府県別の状況は、企業の主たる事務所（特例子会社及び関係会社特例の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所）が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率 (%)					法定雇用率達成企業の割合 (%)				
	19年	順位	18年	順位	対前年増減	19年	順位	18年	順位	対前年増減
全国	1.55		1.52		0.03	43.8		43.4		0.4
北海道	1.70	16	1.65	19	0.05	47.9	31	46.9	30	1.0
青森県	1.56	33	1.52	34	0.04	43.3	42	41.9	42	1.4
岩手県	1.72	14	1.67	16	0.05	50.3	26	46.1	31	4.2
宮城県	1.57	30	1.56	26	0.01	45.6	37	43.5	39	2.1
秋田県	1.55	35	1.55	27	0.00	53.5	18	53.1	15	0.4
山形県	1.50	38	1.49	37	0.01	50.4	24	51.4	23	△ 1.0
福島県	1.48	41	1.46	40	0.02	44.0	41	44.3	37	△ 0.3
茨城県	1.54	36	1.48	38	0.06	51.0	23	48.6	27	2.4
栃木県	1.57	30	1.52	34	0.05	48.3	29	47.2	29	1.1
群馬県	1.48	41	1.52	34	△ 0.04	47.2	33	49.3	24	△ 2.1
埼玉県	1.46	44	1.45	42	0.01	40.1	46	39.9	46	0.2
千葉県	1.50	38	1.47	39	0.03	45.0	40	45.6	34	△ 0.6
東京都	1.46	44	1.44	44	0.02	28.6	47	29.2	47	△ 0.6
神奈川県	1.45	46	1.41	46	0.04	41.2	44	41.0	43	0.2
新潟県	1.53	37	1.46	40	0.07	47.6	32	43.4	40	4.2
富山県	1.61	25	1.53	31	0.08	57.3	8	53.0	16	4.3
石川県	1.57	30	1.53	31	0.04	48.2	30	47.8	28	0.4
福井県	1.96	6	1.91	5	0.05	51.4	22	51.8	21	△ 0.4
山梨県	1.62	23	1.55	27	0.07	52.3	20	49.1	25	3.2
長野県	1.68	18	1.67	16	0.01	53.3	19	53.0	16	0.3
岐阜県	1.60	27	1.57	24	0.03	54.0	16	52.4	19	1.6
静岡県	1.60	27	1.57	24	0.03	49.2	27	48.8	26	0.4
愛知県	1.48	41	1.45	42	0.03	41.0	45	40.4	45	0.6
三重県	1.42	47	1.42	45	0.00	46.5	34	45.3	35	1.2
滋賀県	1.65	20	1.70	13	△ 0.05	55.6	11	56.9	4	△ 1.3
京都府	1.71	15	1.64	20	0.07	45.7	36	44.5	36	1.2
大阪府	1.56	33	1.53	31	0.03	42.2	43	40.5	44	1.7
兵庫県	1.75	12	1.70	13	0.05	55.8	10	55.1	10	0.7
奈良県	1.81	10	1.88	8	△ 0.07	55.2	12	54.8	12	0.4
和歌山県	1.99	5	2.01	3	△ 0.02	53.8	17	53.3	14	0.5
鳥取県	1.78	11	1.77	11	0.01	57.9	7	56.5	6	1.4
島根県	1.70	16	1.70	13	0.00	59.0	4	57.8	2	1.2
岡山県	1.74	13	1.71	12	0.03	54.9	14	52.3	20	2.6
広島県	1.60	27	1.55	27	0.05	45.2	39	43.3	41	1.9
山口県	2.17	1	2.08	2	0.09	54.5	15	54.9	11	△ 0.4
徳島県	1.49	40	1.33	47	0.16	45.3	38	44.2	38	1.1
香川県	1.68	18	1.60	22	0.08	58.1	5	56.3	7	1.8
愛媛県	1.61	25	1.55	27	0.06	51.8	21	51.7	22	0.1
高知県	1.62	23	1.66	18	△ 0.04	50.4	24	52.5	18	△ 2.1
福岡県	1.63	21	1.58	23	0.05	48.5	28	46.1	31	2.4
佐賀県	2.02	3	1.95	4	0.07	64.7	1	59.5	1	5.2
長崎県	2.02	3	1.90	6	0.12	58.1	5	55.5	9	2.6
熊本県	1.91	8	1.84	10	0.07	55.2	12	54.0	13	1.2
大分県	2.16	2	2.14	1	0.02	60.5	3	57.8	2	2.7
宮崎県	1.94	7	1.90	6	0.04	61.8	2	56.8	5	5.0
鹿児島県	1.91	8	1.88	8	0.03	56.8	9	55.9	8	0.9
沖縄県	1.63	21	1.61	21	0.02	46.4	35	46.1	31	0.3

II 地方公共団体における障害者雇用状況

① 都道府県機関(法定雇用率2.1%)

第10表 概況

区分	機関数 (機関)	② 法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数 (人)	③ 障害者の数(人)				E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 (E÷②×100) (%)	⑤ 法定雇用率 達成機関数 (機関)	⑥ 法定雇用率達成 機関割合 (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者					
静岡県	3	7,726	34	0	98	0	166.0	9.0	2.15	3	100.0
()	(3)	(8,123)	(35)	(0)	(104)	(0)	(166)	(9)	(2.15)	(3)	(100.0)
全国	163	334,373	2,012	32	4,038	0	8,094.0	155.0	2.42	151	92.6
()	(163)	(345,142)	(2,004)	(26)	(4,142)	(0)	(8,060)	(154)	(2.41)	(148)	(90.8)

()内は、平成18年6月1日現在。()内は、精神障害者を除いた場合の数値。

第11表 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)				③ 知的障害者の数(人)				④ 精神障害者の数(人)					
	A. 突発障害者 B. 算出障害者 ②(A+B)×C ③(A+B)	②D+③D+④C	A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 計 A×2+B+C	E. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 計 A×2+B+C	E. うち新規雇用分	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A+B×0.5	D. うち新規雇用分
静岡県	132	166.0	34	0	98	166	9	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
()	(139)	(174.0)	(35)	(0)	(104)	(174)	(13)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	
全国	6,082	8,094.0	2,010	32	3,995	8,047	147	2	9	13	7	34	0	24.0	1.0	
()	(6,172)	(8,176.0)	(2,004)	(26)	(4,110)	(8,144)	(141)	(0)	(6)	(6)	(1)	(36)	(0)	(26.0)	(0.0)	

()内は、平成18年6月1日現在。

② 市町機関(法定雇用率2.1%)

第12表 概況

区分	機関数 (機関)	② 法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数 (人)	③ 障害者の数(人)				E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 (E÷②×100) (%)	⑤ 法定雇用率 達成機関数 (機関)	⑥ 法定雇用率達成 機関割合 (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者					
静岡県	64	26,155	129	0	287	0	545.0	36.0	2.08	53	82.8
()	(65)	(26,131)	(121)	(0)	(277)	(2)	(539)	(35)	(2.06)	(48)	(73.8)
全国	2,585	968,172	5,647	133	10,677	16	22,112.0	758.0	2.28	2,097	81.1
()	(2,624)	(985,625)	(5,523)	(128)	(10,771)	(16)	(21,943)	(748)	(2.27)	(2,037)	(77.6)

()内は、平成18年6月1日現在。()内は、精神障害者を除いた場合の数値。

第13表 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)				③ 知的障害者の数(人)				④ 精神障害者の数(人)					
	A. 突発障害者 B. 算出障害者 ②(A+B)×C ③(A+B)	②D+③D+④C	A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 計 A×2+B+C	E. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 計 A×2+B+C	E. うち新規雇用分	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A+B×0.5	D. うち新規雇用分
静岡県	416	545.0	128	0	269	525	27	1	0	12	14	8	6	0	6.0	1.0
()	(397)	(517.0)	(120)	(0)	(267)	(507)	(18)	(1)	(0)	(5)	(7)	(1)	(2)	(2)	(3.0)	(3.0)
全国	16,473	22,112.0	5,629	115	10,345	21,718	716	18	17	171	225	32	167	16	169.0	10.0
()	(16,438)	(22,953.0)	(5,506)	(111)	(10,521)	(21,644)	(633)	(17)	(18)	(143)	(194)	(16)	(101)	(16)	(115.0)	(10.0)

()内は、平成18年6月1日現在。

③ 法定雇用率2.0%が適用される教育委員会

第14表 概況

区分	機関数 (機関)	② 法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数 (人)	③ 障害者の数(人)				E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 (E÷②×100) (%)	⑤ 法定雇用率 達成機関数 (機関)	⑥ 法定雇用率達成 機関割合 (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者					
静岡県	4	18,009	75	1	148	0	299.0	49.0	1.66	1	25.0
()	(4)	(19,026)	(77)	(1)	(150)	(0)	(297)	(49)	(1.65)	(2)	(50.0)
全国	153	649,369	2,731	55	4,550	0	10,067.0	275.0	1.55	87	56.9
()	(152)	(658,741)	(2,595)	(48)	(4,410)	(0)	(10,040)	(274)	(1.55)	(77)	(50.7)

()内は、平成18年6月1日現在。()内は、精神障害者を除いた場合の数値。

第15表 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)				③ 知的障害者の数(人)				④ 精神障害者の数(人)					
	A. 突発障害者 B. 算出障害者 ②(A+B)×C ③(A+B)	②D+③D+④C	A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 計 A×2+B+C	E. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 計 A×2+B+C	E. うち新規雇用分	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A+B×0.5	D. うち新規雇用分
静岡県	224	299.0	75	1	144	295	48	0	0	2	2	1	2	0	2.0	0.0
()	(228)	(305.0)	(77)	(1)	(146)	(301)	(7)	(0)	(0)	(2)	(2)	(2)	(0)	(2.0)	(1.0)	
全国	7,336	10,067.0	2,730	55	4,513	10,028	267	1	0	10	12	7	27	0	27.0	1.0
()	(7,053)	(9,648.0)	(2,595)	(48)	(4,391)	(9,629)	(151)	(0)	(0)	(8)	(8)	(3)	(11)	(0)	(11.0)	(1.0)

()内は、平成18年6月1日現在。

④ 特殊法人(法定雇用率2.1%)

第16表 概況

区分	機関数 (機関)	② 法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数 (人)	③ 障害者の数(人)				E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 (E÷②×100) (%)	⑤ 法定雇用率 達成機関数 (機関)	⑥ 法定雇用率達成 機関割合 (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者					
静岡県	4	1,874	18	0	14	0	50.0	3.0	2.67	3	75.0
()	(4)	(1,889)	(19)	(0)	(14)	(0)	(50)	(3)	(2.67)	(4)	(100.0)
全国	247	454,409	2,141	166	4,467	31	8,930.5	2,209.5	1.97	150	60.7
()	(246)	(451,534)	(1,728)	(104)	(3,489)	(9)	(8,526)	(2,012)	(1.88)	(134)	(54.5)

()内は、平成18年6月1日現在。()内は、精神障害者を除いた場合の数値。

第17表 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)				③ 知的障害者の数(人)				④ 精神障害者の数(人)					
	A. 突発障害者 B. 算出障害者 ②(A+B)×C ③(A+B)	②D+③D+④C	A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 計 A×2+B+C	E. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 計 A×2+B+C	E. うち新規雇用分	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A+B×0.5	D. うち新規雇用分
静岡県	32	50.0	18	0	14	50	3	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
()	(33)	(52.0)	(19)	(0)	(14)	(50)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	
全国	6,805	8,930.5	2,055	163	3,747	8,020	1,701	86	3	331	506	311	389	31	404.5	197.5
()	(5,330)	(7,053.5)	(1,692)	(103)	(3,189)	(6,676)	(551)	(36)	(1)	(155)	(228)	(215)	(145)	(9)	(149.5)	(32.5)

()内は、平成18年6月1日現在。

⑤ 公的機関の各機関の状況

・ 都道府県機関の状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	7,726	166.0	2.15	0.0	
知事部局	6,750	146.0	2.16	0.0	注4
静岡がんセンター	335	7.0	2.09	0.0	
静岡県警察	641	13.0	2.03	0.0	

・ 市町機関の状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	26,155	545.0	2.08	22.0	
松崎町	97	6.0	6.19	0.0	
下田市教育委員会	81	3.0	3.70	0.0	
新居町	116	4.0	3.45	0.0	
函南町	152	5.0	3.29	0.0	
御前崎市	305	9.0	2.95	0.0	
湖西市	278	8.0	2.88	0.0	注4
袋井市教育委員会	108	3.0	2.78	0.0	
裾野市教育委員会	182	5.0	2.75	0.0	
菊川市	377	10.0	2.65	0.0	
芝川町	76	2.0	2.63	0.0	
伊豆市教育委員会	76	2.0	2.63	0.0	
南伊豆町	79	2.0	2.53	0.0	
長泉町	199	5.0	2.51	0.0	注4
掛川市教育委員会	280	7.0	2.50	0.0	
三島市	659	16.0	2.43	0.0	注4
伊東市教育委員会	124	3.0	2.42	0.0	
焼津市教育委員会	84	2.0	2.38	0.0	
磐田市教育委員会	215	5.0	2.33	0.0	
沼津市	1,340	31.0	2.31	0.0	注4
大井川町	130	3.0	2.31	0.0	
静岡市企業局	390	9.0	2.31	0.0	
小山町	174	4.0	2.30	0.0	
清水町	131	3.0	2.29	0.0	
島田市	1,081	24.0	2.22	0.0	注4
共立蒲原総合病院組合	180	4.0	2.22	0.0	
裾野市	362	8.0	2.21	0.0	
榛原総合病院組合	273	6.0	2.20	0.0	
富士市	1,243	27.0	2.17	0.0	
磐田市	1,061	23.0	2.17	0.0	
静岡市	3,315	70.0	2.11	0.0	
伊豆の国市	284	6.0	2.11	0.0	
焼津市	666	14.0	2.10	0.0	
熱海市	479	10.0	2.09	0.0	注4
袋井市	527	11.0	2.09	0.0	
浜松市	4,173	87.0	2.08	0.0	
由比町	96	2.0	2.08	0.0	注4
藤枝市	790	16.0	2.03	0.0	
森町	198	4.0	2.02	0.0	
掛川市	901	18.0	2.00	0.0	
御殿場市	699	14.0	2.00	0.0	注4
浜名湖競艇企業団	100	2.0	2.00	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
菊川市教育委員会	52	1.0	1.92	0.0	
清水町教育委員会	53	1.0	1.89	0.0	
岡部町	110	2.0	1.82	0.0	
下田市	168	3.0	1.79	0.0	
西伊豆町	115	2.0	1.74	0.0	
東伊豆町	116	2.0	1.72	0.0	
浜松市上下水道部	415	7.0	1.69	1.0	注5①
藤枝市教育委員会	124	2.0	1.61	0.0	
富士宮市	828	13.0	1.57	4.0	注4
御前崎市教育委員会	67	1.0	1.49	0.0	
森町教育委員会	67	1.0	1.49	0.0	
函南町教育委員会	69	1.0	1.45	0.0	
伊豆市	360	5.0	1.39	2.0	注5②
吉田町	161	2.0	1.24	1.0	
湖西市・新居町広域施設組合	86	1.0	1.16	0.0	
河津町	90	1.0	1.11	0.0	
伊東市	443	4.0	0.90	5.0	
川根本町	140	1.0	0.71	1.0	
牧之原市	301	2.0	0.66	4.0	
富士川町	90	0.0	0.00	1.0	
川根町	85	0.0	0.00	1.0	
伊豆の国市教育委員会	70	0.0	0.00	1.0	
牧之原市教育委員会	64	0.0	0.00	1.0	

・法定雇用率2.0%が適用される教育委員会

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	18,009	299.0	1.66	60.0	
富士市教育委員会	304	7.0	2.30	0.0	
静岡県教育委員会	12,245	214.0	1.75	30.0	
浜松市教育委員会	3,019	44.0	1.46	16.0	
静岡市教育委員会	2,441	34.0	1.39	14.0	

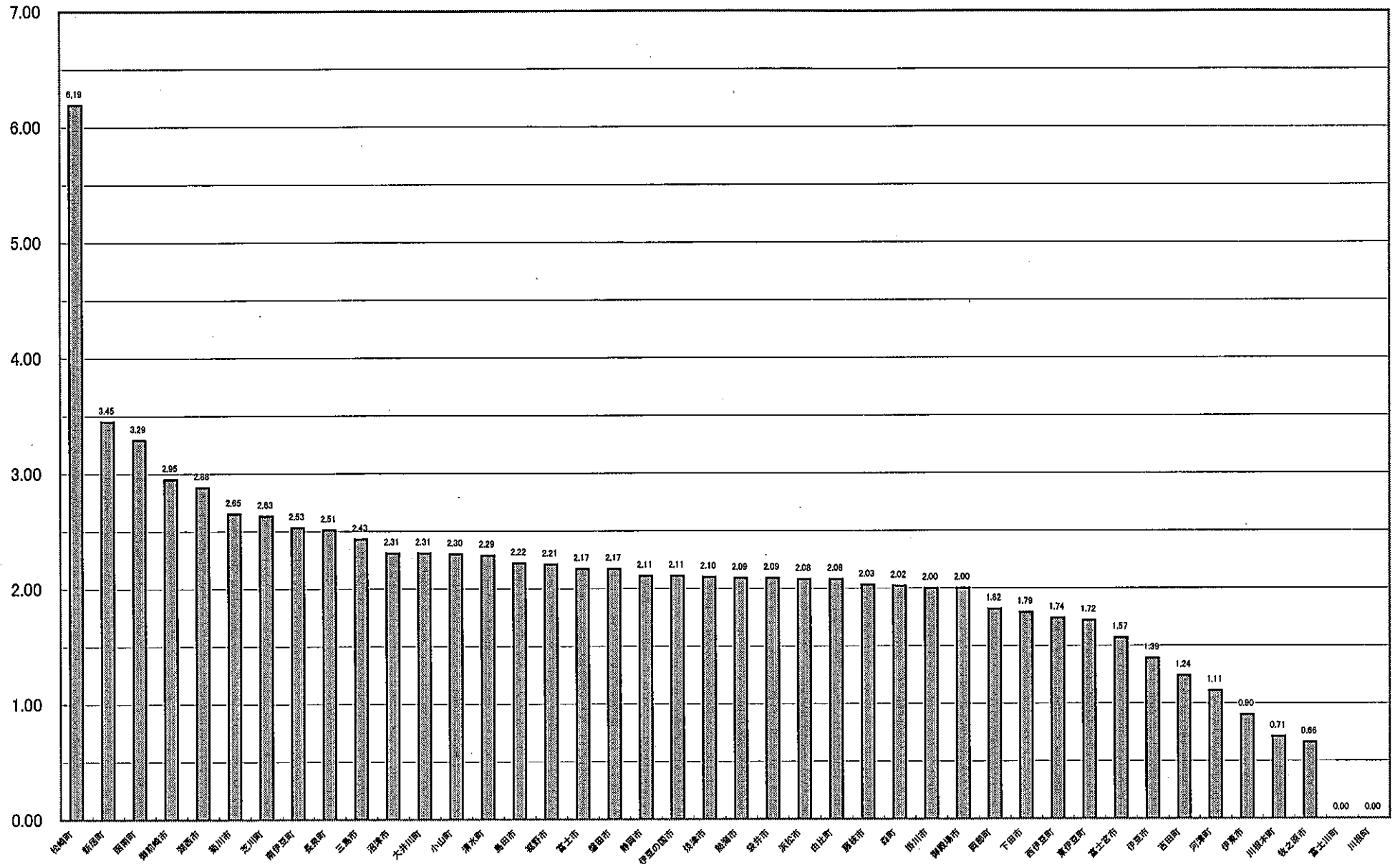
・特殊法人の状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
静岡県道路公社	52	4.0	7.69	0.0	

※海技教育機構、静岡大学、浜松医科大学については厚生労働省にて発表

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 ①浜松市上下水道部においては、7月19日現在において、障害者の数は9人、実雇用率2.17%、不足数0人となっている。
②伊豆市においては、8月1日現在において、障害者の数は7人、実雇用率1.94%、不足数0人となっている。

市町機関障害者雇用率状況



別表 公的機関における雇用率未達成不足数の状況

・市町機関の状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	2,957	34.0	1.15	22.0	
伊東市	443	4.0	0.90	5.0	
富士宮市	828	13.0	1.57	4.0	注4
牧之原市	301	2.0	0.66	4.0	
伊豆市	360	5.0	1.39	2.0	注5②
浜松市上下水道部	415	7.0	1.69	1.0	注5①
吉田町	161	2.0	1.24	1.0	
川根本町	140	1.0	0.71	1.0	
富士川町	90	0.0	0.00	1.0	
川根町	85	0.0	0.00	1.0	
伊豆の国市教育委員会	70	0.0	0.00	1.0	
牧之原市教育委員会	64	0.0	0.00	1.0	

・法定雇用率2.0%が適用される教育委員会

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	17,705	292.0	1.65	60.0	
静岡県教育委員会	12,245	214.0	1.75	30.0	
浜松市教育委員会	3,019	44.0	1.46	16.0	
静岡市教育委員会	2,441	34.0	1.39	14.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 ①浜松市上下水道部においては、7月19日現在において、障害者の数は9人、実雇用率2.17%、不足数0人となっている。
②伊豆市においては、8月1日現在において、障害者の数は7人、実雇用率1.94%、不足数0人となっている。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業	一般の民間企業 (56人以上規模の企業)	1.8%
	特殊法人 (労働者数48人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人)	2.1%
○ 国、地方公共団体	(48人以上規模の機関)	2.1%
○ 都道府県等の教育委員会	(50人以上規模の機関)	2.0%

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。